安全保障理事会とＩＡＥＡ理事会がイランに対して行ったすべての呼びかけに対しイランが積極的に対応することによって、未解決の問題が最良の形で解決され、イランの核計画が専ら平和的な性格であることの信頼が醸成されることを再確認し、

決議第千七百三十七号（二千六年）の別添附属書Ｄ及びＥ、決議第千七百四十七号（二千七年）の別添附属書Ｉ並びにこの決議の別添附属書Ⅱに特定するものを含む、イスラム革命ガード（以下「ＩＲＧＣ」という。別名「イスラム革命防衛隊」）の分子の、イランの拡散上機微な核活動と核兵器運搬システムの開発における役割に深刻な懸念をもって留意し、

イランがすべての濃縮関連活動を停止するとの義務に違反してコムに濃縮施設を建設したこと及び二千九年九月までにＩＡＥＡに対しそのことを通知しなかったことは保障措置協定の補助取極の下の義務に適合しないことに深刻な懸念をもって留意し、

また、イランに対し、コムにおける建設を直ちに停止し、施設の目的、設計の来歴及び構造を明確にすることを要請し、ＩＡＥＡの要請に従い、ＩＡＥＡに未だ申告されていないその他のいかなる核施設の建設又は建設を認めることの決定も行っていないことを確認するよう要請するＩＡＥＡ理事会決議（ＧＯＶ／二〇〇九／八二）に留意し、

イランがウランを二十パーセントまで濃縮したこと及びＩＡＥＡが既存の保障措置手続を調整するために十分な時間をもってＩＡＥＡに通知せずにそれを行ったことに深刻な懸念をもって留意し、

修正されたコード3．1に基づきイランにより提供された設計情報を検認するＩＡＥＡの権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、イランとの保障措置協定第三十九条に従い、コード3．1は一方的に修正する又は停止することができず、ＩＡＥＡに対して提供された設計情報を検認するＩＡＥＡの権利は継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

ＩＡＥＡ理事会の役割を強く支持し、ＩＡＥＡの権威を強化する決意を改めて表明し、イランの核計画に関連する未解決の問題を解決するためのＩＡＥＡの努力を称賛し、

決議第千七百三十七号（二千六年）2の規定に定める停止及びイランによるＩＡＥＡ理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、また、この関連で、信頼醸成措置となり得るテヘラン研究用原子炉に関するイランとの合意に向けたトルコ及びブラジルの努力に留意し、

しかし、また、これらの努力との関連において、イランがその核計画に関連する核心の問題に対処することの重要性を強調し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、その二千六年六月の提案（Ｓ／二〇〇六／五二一）及び二千八年六月の提案（ＩＮＦＣＩＲＣ／七三〇）を基礎に、交渉を通じてイランの核問題を解決する包括的戦略を探求するに当たり、更なる具体的な措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると確認していることに留意し、

決議第千七百三十七号（二千六年）及び決議第千八百三号（二千八年）の下での金融面の義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会が発出した指針を歓迎し、イラン中央銀行を含むイランの銀行が関与する取引に対し、このような取引が拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与することを防止するため、監視を行う必要性を特に想起し、

イランのエネルギー部門に由来する収入とイランの拡散上機微な核活動の資金との間の潜在的な関連に留意しつつ、多様で信頼できるエネルギーへのアクセスが持続的な成長及び開発に決定的であることを認識し、また、石油化学産業に必要な化学処理用機材及び物品は、特定の機微な核燃料サイクル活動に必要な機材及び物品と共通点が多いことに更に留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利及び義務を考慮し、

海洋法に関する国際連合条約（千九百八十二年）に反映されている海洋法が、海洋における活動に適用される法的枠組みを定めていることを想起し、

イランによる包括的核実験禁止条約への速やかな批准を要請し、

安全保障理事会がこれらの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第千六百九十六号（二千六年）、決議第千七百三十七号（二千八年）、決議第千七百四十七号（二千七年）及び決議第千八百三号（二千八年）並びにＩＡＥＡの要求事項を遵守するようイランを説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画によりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下の安全保障理事会の主要な責任に留意し、

この決議のいかなる規定も、各国に対し、武力の行使又は武力による威嚇を含む、この決議の範囲を超えた措置や行動をとることを強制するものでないことを強調し、

国際連合憲章第七章第四十一条の下で行動して、

1　イランがこれまで、ＩＡＥＡ理事会の要求を満たしていないこと、また、決議第千六百九十六号（二千六年）、決議第千七百三十七号（二千七年）及び決議第千八百三号（二千八年）を遵守していないことを確認する。

2　イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し、未解決の問題を解決し、また、すべての濃縮関連活動を停止する義務に違反するコムでの濃縮施設建設により引き起こされた深刻な懸念に応えるために不可欠なものとして、ＩＡＥＡ理事会決議ＧＯＶ／二〇〇六／一四及びＧＯＶ／二〇〇九／八二において同理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認し、この関連において、さらに、イランは決議第千七百三十七号（二千六年）2の規定において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。

3　イランがすべての未解決の問題、特に、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての懸念を引き起こす問題に関し、ＩＡＥＡが要請するすべてのサイト、機材、個人及び文書に遅滞なくアクセスを提供することを含め、ＩＡＥＡと完全に協力しなければならないことを再確認し、また、ＩＡＥＡが、イランにおける作業を遂行するために必要とするすべての資源と権限を確保することの重要性を強調する。

4　ＩＡＥＡ事務局長に対し、イランにおける保障措置の適用に関するすべての同事務局長の報告を安全保障理事会に通報することを要請する。

5　イランが、ＩＡＥＡ保障措置協定を遅滞なく、完全かつ無条件で遵守しなければならないこと（保障措置協定の補助取極の修正されたコード3．1の適用を通じたものを含む。）を決定し、イランに対し、同国が二千三年十二月十八日に署名したＩＡＥＡ保障措置協定の追加議定書の規定に厳格に従って行動することを要請し、イランに対し、追加議定書を速やかに批准することを要請し、イランの保障措置協定第二十四条及び同第三十九条に従い、イランの保障措置協定及び修正されたコード3．1を含むその補助取極が、イランにより一方的に改正又は変更できないことを再確認し、また、同協定には、補助取極のいかなる規定の停止のための制度もないことに留意する。

6　すべての再処理活動、重水関連活動及び濃縮関連活動を停止するとの従前の決議の下でのイランの義務に従って、イランがいかなる新たなウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も開始してはならないこと、また、実施中のいかなるウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も打ち切らなければならないことを再確認する。

7　イランが、他国における、ウランの鉱業、ＩＮＦＣＩＲＣ／二五四／Ｒｅｖ．9／Ｐａｒｔ1に記載される核物質及び技術の生産若しくは使用（特に、ウラン濃縮及び再処理活動）、すべての重水活動又は核兵器の運搬が可能な弾道ミサイル関連の技術に関するいかなる商業活動においても利益を取得してはならないことを決定し、また、さらに、すべての国が、自国の管轄権の及ぶ領域における、イラン、その国民、イランにおいて設立された若しくは同国の管轄権に服する団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体による、そのような投資を禁止することを決定する。